

Bi-Weekly Newsletter

Jun 12, 2019 | ISSUE 22

I. 統計資料

02

- 租税審判院の請求年度別処理日数の現況(5カ年)

II. 産業ニュース

02

- 企画財政部、昨年の負担金徴収額は史上最大規模の20兆9000億ウォン

III. 最新事例・判例

03

- 国内源泉所得イシュー(企画財政部国際租税制度課-179,2019.05.02.)
- 国内事業場のない米国法人がクラウドコンピューティングサービスを、国内で再販売する内国法人を通じて国内顧客に提供して該当内国法人から受け取る対価の所得区分

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(김·산운)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(황·철진)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(신·현창)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(노·영석)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(이·응진)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(이·남선)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



I. 租税審判院の請求年度別処理日数の現況(5ヵ年)

- 租税審判院、2018租税審判統計年報(<https://www.tt.go.kr>)

主な内容

- 2019年3月に公開された2018年租税審判統計年報によると、直近5年間の租税審判院の請求年度別処理日数は次の通りである。
- 2018年度基準の平均処理日数は173日であり、91日から180日の間で処理される事件の比率が40.7%で最も高かった。
- しかし、180日を越える事件の比率も29.1%であり、案件により処理に時間がかかる場合があることにも留意する必要がある。

(単位：件、%、日)

年度	60日以内		61日～90日		91日～180日		180日超		平均 処理日数
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
2018	614	8.0	1,697	22.2	3,107	40.7	2,220	29.1	173
2017	1,020	15.1	1,524	22.6	2,464	36.5	1,743	25.8	157
2016	1,053	15.9	1,700	25.6	1,806	27.2	2,069	31.2	171
2015	742	9.1	1,794	21.9	2,935	35.9	2,706	33.1	175
2014	620	7.1	1,945	22.2	2,885	33.0	3,300	37.7	185

II. 企画財政部、昨年の負担金徴収額は史上最大規模の20兆9000億ウォン

- 企画財政部報道資料(<https://www.moef.go.kr>)

- 企画財政部が2019年5月31日に“2018年度負担金運用総合報告書”を作成して国会に提出したことを明らかにした。
- 負担金とは、公益事業経費を該当事業と利害関係のある個人や企業に負担させる租税以外の金銭支給義務を意味する。
- 2018年には90の負担金で合計20.9兆ウォンを徴収して、前年に比べて徴収規模が0.8兆ウォン(4.1%)増加し、史上最大規模を記録した。
- 昨年に負担金が増えた要因は、石油化学産業の好調による石油輸入賦課金の増加(1971億ウォン)、農地保全負担金の滞納額徴収(1392億ウォン)、住宅担保貸付平均残高の増加による住宅金融信用保証基金出資金の増加(1510億ウォン)、障害者雇用負担金料率の引き上げによる障害者未雇用負担額の増加(989億ウォン)による。
- 企画財政部担当者は、「昨年経済活動が活発化して税収も大きく拡大したことで、負担金もさらに徴収された」とし、徴収された負担金は中央政府に18兆1000億ウォン、地方自治体と公共機関に2兆9000億ウォンがそれぞれ帰属した。
- 韓国で事業を営もうとする外国法人の場合、事業の種類によって上記のような負担金が賦課されることに留意する必要がある。

1. 争点

- 国内事業場のない米国法人のクラウドコンピューティングサービス提供対価の所得区分（使用料所得 vs 事業所得）

2. 質問内容

- 国内事業場のない米国法人がクラウドコンピューティングサービスを、国内で再販売する内国法人を通じて国内顧客に提供して、該当内国法人から受け取る対価は国内源泉事業所得に該当するか

3. 回答内容

- 国内事業場のない米国法人が「クラウドコンピューティングの発展及び利用者保護に関する法律」第2項第3号により、クラウドコンピューティングサービスを国内で再販売する内国法人を通じて国内顧客に提供して、該当内国法人から受け取る対価は、「大韓民国と米合衆国間の所得に関する租税の二重課税ヘッジと脱税防止及び国際貿易と投資の増進のための協約」第8条第6項(a)による産業上または商業上の活動から得る所得及び「法人税法」第93条第5号による国内源泉事業所得に該当するため、同協約の同条第1項により国内で課税されない。
- ただし、貴質問がこれに該当するか否かは実際の契約関係、役務の提供方式、クラウドコンピューティングサービスの提供と区別される情報またはノウハウに該当する要素など、米国法人の国内事業活動の実質内容を総合的に考慮して事実判断する事項である。

4. 関連法令など

- **法人税法第93条【外国法人の国内源泉所得】**

外国法人の国内源泉所得は、次の各号の区分に伴う所得とする。

5. 国内源泉事業所得：外国法人が営む事業から生じる所得(租税条約により国内源泉事業所得で課税できる所得を含む)として大統領令で定める所得。ただし、第6号による国内源泉人的役務所得は除く。

- **韓米租税条約第8条【事業所得】**

(6) (a) “産業上または商業上の利潤” とは、産業上または商業上の活動から得る不動産及び自然資源から得る所得、配当、利子、使用料[第14条(使用料)(4)項に規定されたもの]及び譲渡所得を意味する。

ただし、同所得が産業上または商業上の活動から得られたか否かに関係なく、当該所得、配当、利子、使用料または譲渡所得を発生させる財産または権利が一方締約国の居住者である受領者が他方締約国内に置いている固定事業場と実質的に関連する場合にのみ該当する。